

## 5 実現に向けて

### 1 実現に向けて重視すべき視点

本都市計画マスタープランでは、都市づくりの理念・目標に加え、土地利用、都市交通体系などの分野別及び地域別のまちづくり方針を定めました。今後、この理念・目標、方針に基づき都市づくりを推進します。

都市づくりには、多くの市民、企業、関係機関等の協力が不可欠であることは言うまでもありません。そこで、市民および関係者が各施策の意義を共有し、本市の都市づくりを効果的かつ継続的に推進するために、重視すべき視点を設定します。

#### (1) 都市の顔としての中心市街地のにぎわい創出

将来都市構造において『都心』と位置付けた徳島駅や中心商店街を有するゾーンは、市民の生活の場であるとともに都市の顔として、さらには四国東部地域をリードする拠点として、市民や県民など多くの人に関わる場所です。したがって、そこに住む人や働く人にだけでなく、本市のまちづくりにとって最も重要な役割を担うことが期待される場所です。

将来都市構造を実現する上においても、この『都心』の機能の充実や活性化が欠かせません。

特に本市の中心市街地は、他都市にはない、眉山、新町川をはじめとする河川に囲まれたひょうたん島、徳島城跡などの多くの自然資源や観光資源が存在します。また文化施設や医療施設などの様々な都市機能も集積していることから、便利で快適な生活と多様な都市活動によるにぎわいの創出が期待されます。

このため、高齢者などすべての人が住みやすい市街地環境整備等による定住人口（夜間人口）の増加と、まちなか観光や商業・業務機能等の強化による来訪者（昼間人口・交流人口）の増加の両面から、中心市街地のにぎわい創出に取り組みます。

#### 《都市の顔としての中心市街地のにぎわい創出のための取組例》

- 便利で快適な市民生活の場づくり（夜間人口の増加）
  - ・ まちなか居住の促進のための土地の高度利用や住替え支援
  - ・ 空き店舗対策等による商業機能の充実や商店街の再生、用途の変更（機能・空間の再構築）
  - ・ 高齢者向け住宅の供給や医療・介護サービス等と連携した高齢者の生活支援
  - ・ 徳島駅周辺のユニバーサルデザイン化や公共交通の充実等による移動環境の向上
  - ・ 市街地の緑化促進によるうるおいのある住環境の整備
  - ・ 老朽建築物の更新や建物の耐震化等による市街地の安全性の向上
- 多様な都市活動によるにぎわい創出（昼間人口・交流人口の増加）
  - ・ 新町西地区市街地再開発事業の推進
  - ・ 鉄道高架事業の促進、駅周辺の再整備（人の行動に配慮した空間形成）
  - ・ 図書館の移転・拡充に伴う利用促進

- 徳島市郊外や徳島市外から中心市街地に向けた低料金バスの運行
- 子育て相談などの支援機能と連携した集いや交流、休息の場づくり
- 「心おどる水都・とくしま」を象徴する恵まれた立地環境（眉山や新町川等の自然環境や文化・観光施設等に恵まれた交通結節点としての都心）を活かした新町川公園・ボードウォークでの様々なイベント等の実施
- 商店街が主体的に共同で実施する環境整備や共同企画事業への支援による商業振興
- まちなか観光の推進（阿波おどり、ひょうたん島クルーズ、歴史・文化巡りなど）
- LEDを活用した夜間景観・夜間観光の推進（橋梁の景観整備、徳島LEDアートフェスティバル、眉山山頂からの夜景など）
- 市民、商店街、観光客等が参加できるイベントの推進

## （2）コミュニティを核とした共助型のまちづくりの推進

本市は、今後人口減少、高齢化の一層の進行が見込まれ、市民が十分満足できる行政サービスや民間による各種サービスの提供を維持していくことが困難になることが予想されます。このため、地域によっては高齢者や子育て世代が住み続けることができる居住環境が確保できなくなることが懸念されます。

各地域で住み続けることができる居住環境を維持していくためには、コミュニティによる相互扶助、共助が不可欠です。そこで、コミュニティの重要性を再確認し、地域での持続可能な生活を維持するまちづくりの担い手やコミュニティの育成を支援し、地域力の向上を図り、地域・コミュニティが主体となった共助のまちづくりを推進します。

行政は、地域やコミュニティが主体となって取り組む様々なまちづくりに積極的に関わり、持続可能なまちづくり、個性豊かなまちづくりを支援します。

### 《コミュニティを核とした共助型のまちづくりの推進のための取組例》

- まちづくりの担い手の育成、コミュニティの育成
  - まちづくりの取組事例等を紹介する講座の開催
  - まち歩きやワークショップ等を通じて情報の共有
  - まちづくり活動の専門家の派遣
  - 自治会等による地域の公共施設の管理、運営
  - 地域住民の参加による魅力づくり事業等の取組の支援
  - コミュニティによるまちづくりのルールづくり
  - 相互扶助による生活道路の確保
  - 地域観光ボランティアガイドの育成（とくしま通など）
  - コミュニティセンターを核としたまちづくり活動、地域学習の充実
  - 余裕教室等を開放、活用した交流の促進（高齢者と子育て世代の交流など）
  - 地元農作物の市場等を活用した交流の促進

## 2 協働のまちづくり推進のための役割分担

まちづくりは、市民、民間企業、行政など多様な主体が連携・協力し、継続的に取り組むことが必要です。多様な主体が連携・協力するためには、それぞれの役割を明確にし、相互に認識し合うことが重要です。

### (1) 市民の役割

市民は、まちづくりの主役として、計画の推進に主体的に関わるとともに、必要に応じた点検、チェック等を行います。とりわけ、自らが居住や就業している身近な地域の良好なまちづくり（地域のまちづくり構想など）に向けて、行政が進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、主体的にまちづくりのルール等の作成及びその遵守、運営管理等を行います。

また、都市計画提案制度の積極的な活用等によるまちづくりの提案や、地域の魅力を高めるアイデアなどの情報発信等を継続的に実施することが期待されています。

自治会（コミュニティ）やNPOなどの市民組織は、地域に密着し、様々な価値観に基づいてまちづくりを進めるとともに、指定管理者制度等を活用した公共施設の管理・運営など、エリアマネジメントとしての役割も期待されています。

### (2) 民間企業などの役割

民間企業などの団体は、事業活動を通じて市民生活や地域経済に貢献するとともに、行政や市民が進めるまちづくりに参加し協力します。

また、指定管理者制度等を活用した公共施設の管理・運営など、民間企業としての経営ノウハウや資金力等を活かした施設経営や都市経営への参加も期待されています。

### (3) 行政の役割

行政は、本都市計画マスタープランに基づき、市民をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、用途地域の見直しや都市施設の整備等、計画的なまちづくりを推進します。そのために必要となる情報発信や組織の再編及び財源の確保等に努めます。さらに、圏域の活性化や定住環境を充実させるため、定住自立圏形成協定に基づき、道路等の整備をはじめ、産業振興、医療、福祉などの地域振興分野で周辺市町村と連携、協力を図るとともに、行政職員個人においても、培ってきたノウハウの活用が求められています。

また、市民参加の仕組みづくりや呼び掛けなどにより、市民が主体的に参加するまちづくりを促進します。とりわけ、住民が主体となって取り組む地域のまちづくり構想等を支援するため、まちづくりの担い手の育成や国、県の補助制度等を有効に活用するなど、企業等とも連携を図りながら支援体制の構築や制度の充実等に努めます。

### 3 計画の管理と継続的な改善

本都市計画マスタープランの計画期間は概ね10年ですが、社会経済情勢の変化や法制度の改正、住民ニーズの変化等により、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

そのため、PDCAサイクルによる計画的かつ適切な管理・点検を行い、サイクルの各段階での情報公開に努めるとともに、継続的に改善を図ります。

